

2026年5月12日

質疑書に対する回答

高 知 県 知 事

令和8年04月27日付で公告した「県調第910-1号 四万十川 アユ環境モニタリング調査委託業務」に係る質疑について、下記のとおり回答します。

記

NO	質 疑	回 答	回答日
1	参加表明書において配置予定管理技術者の評価と配置予定照査技術者の評価において、同種・類似業務の成績評点の対象となるのは業務評定の評定点でしょうか。それとも技術者評定の評定点でしょうか。 技術者評定での評価の場合であれば担当技術者評定点の記載が委託業務成績評定通知書にない場合は業務評定の評定点が評価の対象になるとの考えでよろしいでしょうか。	配置予定技術者の評価において、同種・類似業務の成績評点の対象となるのは「業務評定」の評定点です。 下記の「その他事項」もご確認ください。	令和8年5月12日

その他事項

<p>・公告（個別事項）を以下①～⑤のとおり修正しましたので、ご確認ください。</p> <p>第2 入札参加資格</p> <p>①「4 履行実績」において、「5 履行場所が四国内であること」としました。</p> <p>②「5 配置予定技術者」において、「照査技術者」の配置は不要としました。</p> <p>第4 総合評価の評価基準等（1）同種・類似業務の要件</p> <p>③「企業の評価」の要件において、「6 履行場所が四国内であること」としました。</p> <p>第4 総合評価の評価基準等（2）技術評価点の評価</p> <p>④「企業の評価」及び「配置予定管理技術者の評価」において、「同種・類似業務の成績評点」については、「※高知県発注業務又は国土交通省（四国地方整備局管内）発注業務とする。」と注を改めました。</p> <p>⑤「照査技術者」の評価を除外しました。</p> <p>・入札参加資格において担当技術者の配置有無は問いませんが、技術評価点の評価においては担当技術者を評価項目に含めます。</p>
